

第 233 回 狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成 23 年 12 月 7 日（水）午前 9 時～9 時 30 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 矢野市長
副本部長 松原副市長
副本部長 本橋教育長
本部員 水野企画財政部長
本部員 小川総務部長
本部員 石森市民生活部長
本部員 小林福祉保健部長
本部員 平林児童青少年部長
本部員 松本建設環境部長
本部員 森田議会事務局長
本部員 小泉教育部長
事務局 石橋職員課長
山口職員課人事研修係長
- 4 欠席者 な し
- 5 議 題 1. 人事評価制度について
2. その他

6 会議概要

本部長 これより第233回行財政改革推進本部会議を開催します。それでは、議題 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局 平成 24 年 1 月 1 日を基準日として実施する人事評価について、お諮りします。

狛江市職員の人事評価制度については、平成 18 年度に課長職を対象に部長職を評価者として実施し、平成 19 年度に見直し、平成 20 年度から新たに目標管理制度を含めた人事評価制度として管理職を対象に実施してきました。また、議会からも決算特別委員会、一般質問等において導入の遅れを指摘されてきましたが、ここで一定の整理を行いましたので、一般職も含めた人事評価制度として実施したいと考えています。

それでは、今回の全職員に導入する人事評価制度について説明します。基本的な流れは管理職を対象として行っているものと同様です。

この人事評価制度には大きなポイントが 3 点あります。1 点目は、目標管理制度です。組織目標の達成に向けて評価者と面接のうえ目標を設定し、中間期及び年度末に進捗状況を確認するものです。目標管理については、第 4 次行財政改革推進計画に掲げているとおり行政評価との連携を図ることになります。具体的な方法は、新年度の目標管理の実施に向けて政策室と調整していきます。また、設定する目標には、それぞれその達成に向けた難易度に差が生じますが、今回は、制度に慣れるために難易度までは設定していません。なお、今年度の目標管理につきましては、一般職については年度の途中になりますので、平成 24 年度当初からの実施とします。管理職につきましては、今年度末までの目標、進捗状況を入れて進めていただきたいと思います。

2 点目は、自己評価です。自己評価は、職員が 1 年間を振り返り、仕事の達成状況、プロセス、取組姿勢などを自己評価することで、目標達成や能力開発への意欲を高めることを期待するとともに、各自が自らの長所・短所への気づきを得ることをその狙いとしています。

3 点目は、自己申告制度です。自己申告制度は、人事異動の希望だけでなく、今後経験を積みたい業務や活用したい能力・経験など、自らのキャリアに関する希望を申告できるもの

です。なお、所属長に希望を知られたくない場合も考えられますので、現在行っている人事異動の自己申告制度は、当分の間併用する予定です。

管理職の人事評価との大きな違いは、評価要素にあります。管理職は「仕事の成果」「課題設定力」「実行力」「組織運営力」「規律性」、係長職及び主任職は「仕事の成果」「職務遂行力」「組織運営力」「取組姿勢」「規律性」、主事職は「仕事の成果」「職務遂行力」「組織支援力」「取組姿勢」「規律性」として、それぞれの職責に応じた評価要素としています。

人事評価での「仕事の成果」の評価は、目標管理制度に掲げた目標以外のものも含め、評価対象期間で評価を行います。目標管理は年度単位で行っていますが、人事評価は1月1日を基準日として行っており、期間については、ズレがあります。また、仕事の成果の評価は、目標の難易度を考慮し、目標とした内容・難易度、目標に掲げていなかった業務も全て含めて評価することになります。

評価表には、育成の可否のチェック欄がありますので、それぞれの評価要素に対して、評価の結果、育成を要する場合はチェックを入れて、本人へフィードバックして育成していくこととなります。

次に、今年度からの実施にあたっての主な改正点を説明します。まず、評価基準を4段階から5段階にしています。これまでは、評価の中心化傾向を避けるために4段階で評価していましたが、今後予定している昇給への反映基準を明確にするために5段階に変更しました。評価に際しては、評価基準表の着眼点を参考にしてください。また、総合評価は、評価要素ごとに評価した結果を総合的に判断してください。

次に、人事評価の結果に関する不服申立て制度です。職員からの苦情の申出による再評価の審議は、副市長・教育長・総務部長・職員課長・職員団体からの推薦職員2名により構成する再評価委員会において行います。審査の結果、再評価を要するというのであれば、改めて評価者に評価していただくこととなります。

その他、評価者には、勤務の中で目立った行動や事故が起きたことなどは、逐次記録し、人事評価に反映できるように努めるとともに、特に不良となることについては、その時点で本人に注意し、改善を促すことも評価者にお願いしていきます。

次に、人事評価の評価基準日ですが、平成23年度は平成24年1月1日で、評価の対象とする期間を平成23年4月1日から平成23年12月31日までとします。このうち、10月に人事異動があった職員については、4月から9月までの勤務状況を前所属長より聞き取り、評価することになります。また、昇任試験で行っている勤務評価については、平成23年度の人事評価の結果から反映していきますので、従来の昇任試験の勤務評価は廃止する予定です。

評価結果の昇給、勤勉手当等への反映については、今回の評価結果を踏まえて制度設計していきます。

続いて、全体の流れについて説明します。まず、年度当初に目標管理制度における各自の目標を評価者と面接を行い、決定します。設定する目標は、3つから5つ程度に絞ります。次に、目標管理の中間申告基準日を12月1日として進捗状況等について記入し、評価者と面接を行います。1月1日を基準日として人事評価の評価を行いますので、被評価者は人事評価の自己評価・自己申告を評価者に提出し、評価者と面接を行います。最後に、年度末に目標管理の達成状況を評価者に報告し、次年度の目標設定を行います。

以上が、人事評価制度の概要ですが、今回実施していく中で、何か改善点等があれば、次回の実施に向けて修正を加えていきたいと考えてますので、職員課にご連絡ください。

人事評価制度や目標管理制度は、単に職員を査定するためのツールではなく、組織の活性化や人材育成が主たる目的です。部下とのコミュニケーションを円滑に進め、組織目標の達成に向けた課題を共通認識とすることとあわせ、部下の指導・育成を図り、部下の能力が十分に発揮できるように活用をお願いします。なお、職員向けの説明会を12月中に行う予定です。

本部長 保育園勤務職員の勤務評価は児童青少年課長が行うということですが、職員数が多くスケジュールに配慮が必要ではないでしょうか。また、議会事務局長の評価者はどのようなのでしょうか。

事務局 保育園長については、児童青少年課長を評価者、児童青少年部長が調整者となりますが、その他の保育園勤務職員の勤務評価・面接は園長が行い、児童青少年課長は結果を追認することになります。ただし、課長が把握している事項が評価に反映されていないと認められたときは、園長と協議し、再評価を行うこととなります。学校勤務職員についても同様に学校長が評価を行い、学校教育課長が追認することになります。いずれも、日程については配慮します。また、議会事務局長の評価者は、副市長となります。

本部長 園長が管理職でない場合の評価者はどのようなになりますか。

事務局 児童青少年課長が評価者となります。

本部長 新たに管理職となった職員が増えていることから、評価者向け研修の充実を望みます。

事務局 これまでも人事評価研修を実施していますが、今後も評価のバラつきがないよう、説明や研修を実施していきます。

本部長 確認ですが、一般職については、今年度は目標管理は行わずに、人事評価のみを行うということですか。

本部長 今年度は、人材育成の観点から人事評価のみを行うこととしています。

本部長 懲戒処分又は口頭注意を受けた場合、規律性には評価項目がありませんでしたが、その部分はどちらで評価することになりますか。

事務局 懲戒処分の有無を評価する項目はありませんが、処分に至る経緯を評価項目に照らし、その項目において評価することとなります。判断ミスなのか、指導育成が適切であったのか等、懲戒処分まで至った原因で評価することになります。

本部長 その場合は、多くの項目でE評価になることもあるということによろしいですか。

本部長 人材育成型の勤務評価として考えていますので、懲戒処分を受けたことにより、即ち全ての項目が低評価になるとは想定していません。

本部長 それでは、ミスの根絶にはならず、最終的に本人のためにもならないのではないのでしょうか。

事務局 査定昇給を導入する際には、人事評価の結果に関わらず、懲戒処分等の有無が査定結果に反映される制度になると考えています。

本部長 仮に一度E評価となっても、その後挽回することは可能であり、そのことが再任用の可否の判断にも活用できると思いますので、検討をお願いします。

本部長 部下が懲戒処分を受けた場合、管理職も管理責任を問われることになるのでしょうか。

本部員 そのような意識で仕事に取り組むことは必要なことです。

本部長 機械的に管理責任を問うのではなく、個別の事情を勘案する必要があると思いますので、事務局で整理をお願いします。

以上で、第 233 回行財政改革推進本部会議を終了します。